

〔資料〕

## お姫様たちの西南戦争 —— 史料の解題と紹介 ——

三澤 純

要旨

本稿は、熊本大学附属図書館寄託永青文庫細川家文書「明治十年 日誌」（目録番号一—五—二二）の最後尾に綴じ込まれている「御子様方所々御立退中日記」を、解題を付して紹介したものである。この「日誌」は、一八七七年に起こった西南戦争に際して、旧熊本藩知事細川護久の三人の娘たち（数え年で九歳の嘉寿、七歳の宜、六歳の志津）が、細川家の家令や女中たちとともに熊本県内各地を転々とした、その疎開生活中の記録である。言うまでもなく西南戦争は、日本歴史上の重大事件として古くから注目され、膨大な研究が積み重ねられていたが、このような記録の全面的な紹介はおそらく本稿が最初であろう。官・薩両軍だけではなく、同時期に起こった阿蘇一揆をも避けながら、六八日に及ぶ「逃避行」の全貌を記した本史料を紹介することは、未だ知られていない西南戦争の側面を照射するという意味で価値が大きいと考える。

キーワード 西南戦争、細川家、阿蘇一揆

### 一 解題

（1）本史料のあらまし

本史料「御子様方所々御立退中日記」は、熊本大学附属図書館寄託永青文庫細川家文書中の「明治十年 日誌」

(目録番号一一一五―一二二)の最後尾に綴じ込まれているもので、表紙を含めて三六丁の日記である。「日誌」本体が通常の美濃紙を二つ折りにしたサイズであるのに対して、それより一回り小さいサイズの紙に書かれていることから、後述するように六八日に及ぶ旅の移動中に記され、その後、「明治十年 日誌」を綴じ合わせる際に、その最後の部分に合綴されたと考えられる。

本史料の主題を一言で表現するとすれば、西南戦争の勃発に際して、旧熊本藩知事細川護久の三人の娘たち(数え年で九歳の嘉寿、七歳の宜、六歳の志津)が、五人の家令や八人の女中たちを含めて、総勢三六人の人々とともに熊本県内各地を転々とした、その疎開生活中の記録ということになる。今、熊本県立図書館の蔵書検索目録で、「西南戦争」を件名として検索してみると二三四点、「西南の役」を件名とすれば一三七点もの文献名が表示される。西南戦争に関してはこれほど多くの研究成果が存在していることになるが、このような記録の全面的な紹介はおそらく本稿が最初であろう。<sup>\*2</sup> 本史料を、西南戦争の一側面を鮮やかに映し出した記録として紹介する所以はここにある。

筆者は二〇〇四年一月中旬に、永青文庫内の史料調査をしている時に本史料を見出し、同年三月にマイクログラフ撮影を行った。そしてその写真をもとに、二〇〇五年度後期の文学部開講科目「日本史演習」で、三年生の受講生たちとともに本史料の解説・検討作業を行い、次いで二〇〇六年度前期の大学院文学研究科開講科目「日本近代史論(演習)」で、修士課程一年次の受講生及び社会人の科目等履修生とともに周辺史料を含めて、さらに詳細な分析作業を行った。またこの大学院演習のまとめとして、二〇〇六年八月四日〜五日に、受講生全員が参加して、本史料の記述に沿った巡検旅行も実施した。その意味で、この「史料紹介と解題」は、この二つの演習の成果であり、延べ一七人に上る受講生の報告内容と、演習参加者間の議論内容とに全面的に依拠していることを予め断っておきたい。

なお本史料には、「明治十年 御子様方所々御立退中日記 丑 二月」と題された異本が存在する。こちらは永青文庫細川家文書中の「明治十丁丑年 日記」(目録番号九七)に綴じ込まれている、五一丁の日記である。両者を比較すると、基本的な記述は共通しているが、後者の方が情報量が多い点、また文字の崩し方が激しく、余白への書き

込みも多い点に大きな相違が見られる。そのため先述の演習、特に大学院演習では、まず最初に後者が作成され、これをもとにした取捨選択を経た後に前者が作成されたと想定して分析作業を進めた。以下の解題では、後者にしか書かれていない事項や史料も拾っていくが、この想定に従って前者を清書本、後者を草稿本と呼んでいくことにする。また草稿本にあつて、清書本には無い代表的な項目は、毎日の食事の献立や、疎開中に様々な人から贈られる「差し入れ」の内容など、主に食品関係である。ここからは清書本の作成意図や、清書本に記載すべき内容の選択基準の一端を垣間見ることができる。

また本史料が綴じ込まれている「明治十年 日誌」には、「明治十年変動中日記等写 砂取絞蠟掛」という史料も合綴されている。本史料から、嘉寿姫らを中心とする疎開部隊と細川一門との諸連絡は砂取にあつた細川内膳家を通して行われていたことが読み取れるが、この史料に着目すれば西南戦争時の諸状況を、内膳家に集められた情報群から再構成することができると思われる。因みに「砂取絞蠟掛」とは、明治四年十一月に細川家に返還された水前寺蠟締所の後身施設の名称だと考えられる。<sup>※3</sup>

## (2) 「御三方様」について

### ①

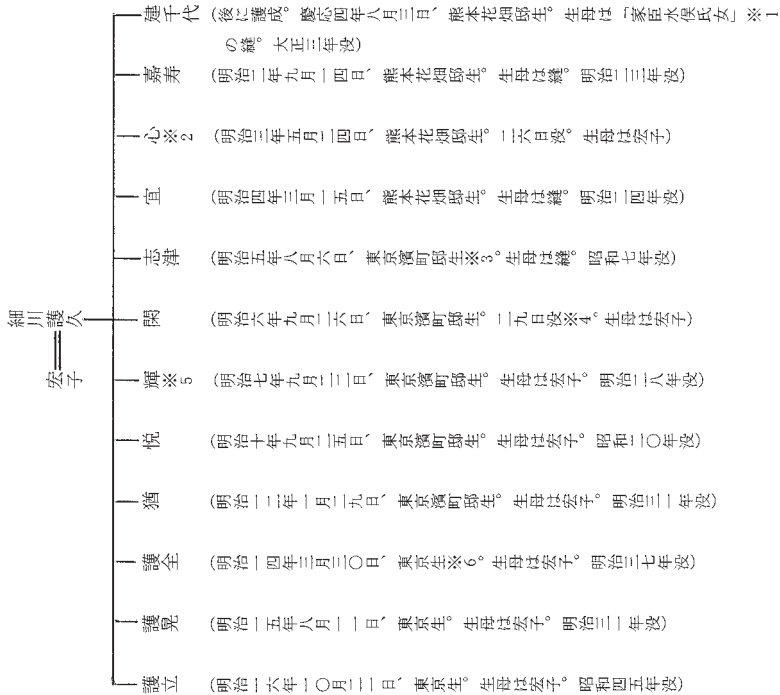
本史料の主人公である、細川護久の三人の娘たちは、上から嘉寿、宜、志津という名前であるが（次頁の写真参照）、三人が一括される場合には「御三方様」と呼ばれている。図1のように、護久には四男八女があつたが、長男護成とこの「御三方様」の計四人は、側室で本史料中には「女中」という肩書きで登場する縫の子であり、あとは正室宏子の子である。このうち西南戦争勃発時までに生まれていたのは一男六女、宏子が産んだ二人の子は夭折していたため、成長していたのは縫の子四人と宏子の子一人であつたようだ。

『熊本藩年表稿』<sup>※4</sup>収録の「細川家系図」を軸に、「御三方様」にさらに光を当ててみよう。「系図」によれば、長女



右から志津・嘉寿・宜。出典には、「明治10年代」という注記があるので、本稿で扱う「疎開旅行」の数年後の写真ではないだろうか。（『日本の肖像』第八巻より）。

図1 細川護久の子どもたち



◎ A 『細川家系図』(『熊本藩年表稿』(『細川藩政史研究会編、一九七四年』)所収)、  
 B 『宇土細川家系譜』(一九八八年、非売品)、C 『細川家系図』(『日本の肖像』  
 第八巻(毎日新聞社、一九八九年)所収)より作成。但しAを基本とし、相互で  
 記述の差異がある場合は、以下において注記した。

- ※1 Aの記述。Bには「深永氏女、名縫」とある。
- ※2 Bには名前の記載があるが、Aには無い。
- ※3 Aの記述。Bでは熊本生まれということになっている。本稿では前後の  
 関係からAの記述を採用した。
- ※4 Aの記述。Bには「即日夭」とある。
- ※5 Cは夭折した子どもを省いているが、輝は二一歳まで生きているにもか  
 かわらず記載がない。
- ※6 どの屋敷で生まれたかを記載しているのはAだけだが、Aは猶までし  
 か掲載しておらず、護全・護寛・護立の三人はBによつて東京生まれで  
 あることが判明するのみである。

の嘉寿は、明治二年九月一四日に熊本花畑邸で、次女の宜は、明治四年三月一五日に花畑邸で、三女の志津は、明治五年八月六日に東京浜町邸で、それぞれ誕生している。永青文庫には、「御側女中縫着帯 宜姫様御誕生一件」（目録番号二一五）や「嘉寿姫様御髪置御祝調」（目録番号二三七）等、彼女たちの誕生や成長に際して作成された記録類が散見される。

彼女たちの誕生は、例えば、【史料1】のように藩内各地に触れられた。

【史料1】<sup>\*</sup>

一、昨十五日晩於奥、御側女中平産、御女子様被成御誕生候段、家令より届有之候間、為心得申達候条、此段可  
知せ置候也。

三月二十七日

郡務掛

所々出張所

（中略）

今度御誕生之御女子様御名、宜姫様と被進候段、家令より届有之候条、左様相心得此段可達也。

三月二十三日

郡務掛

右之通候条、一統え達方之儀毎之通可相心得候也。

版籍奉還後も旧藩時代と同じく、知藩事の子が産まれたことと、その子の名前までが藩内の村々に知らされていたのである。

②

本史料に見るように、西南戦争勃発時には長男建千代は父とともに東京で、「御三方様」は母とともに熊本の北岡邸でというように、別々に暮らしていたが、この子どもたちは熊本・東京間を何度か行き来していたらしい。現時点では史料不足であることは否めないが、いくつかの「点」をつないで、この子たちの足取りを「線」にして追ってみ

たい。

次に掲げる【史料2】と【史料3】は、明治五年に、嘉寿と宜とが離ればなれになる時の状況を示している。

【史料2】\*

次女 宜

右本月三日、熊本県発足、同十三日着京候段、此段御届仕候、以上。

壬申三月

第一大区小三区

従四位 細川 護久

東京府御中

【史料3】\*

母 顕光院

嫂 鳳臺院

長男 長岡建千代

長女 嘉寿

右当時熊本県寄留ニ付帰京可仕処、顕光院儀老衰仕候上、年来持病ノ癩氣・眩暈ニテ難涉罷在候ニ付、専療養相加候へ共、老体果敢々々敷薬効モ無之、男女子ノ儀ハ幼年虚弱ニ付、時々蛔虫発動、孰レモ長途旅行何分難仕容体ニ付不苦儀ニ御座候ハ、全快仕候迄ノ処、今暫熊本県寄留御許容被成下候様、右ノ次第二テ顕光院老体一人罷在候儀、親子ノ情安兼申候間、鳳臺院儀為看病差添置申度奉存候。以上。

壬申三月

第一大区小十三区



## 東京府御中

從四位 細川 護久

この二つの史料には、ともに三月一七日付で、東京府が正院に宛てた伺書が存在し、どちらも正院の許可が得られているので、護久はこれらを同時に作成・提出したと考えられる。その背景には、少なくとも二通りの想定ができる。

一つ目の想定は、熊本生まれの建千代・嘉寿・宜の三兄妹が、廃藩置県後の細川家の東京移住に際して、一緒に東京に移っている場合であり、二つ目の想定は、三人は誕生以来、熊本から移動していない場合である。一つ目の想定に従えば、それまで東京にいたと考えてほぼ間違いない顕光院（護久の父細川斉護の正室。因みに護久の実母は斉護の側室の乃婦）と鳳臺院（護久の兄慶前の正室。但し慶前は嘉永元年に没）とが熊本に赴く際、三人は一緒についていったことになり、二つ目の想定に従えば、赴いたのは顕光院と鳳臺院だけで、三人は彼女らを熊本で迎えたことになる。

いずれにしても、明治五年三月に、三兄妹のうち、最年少の宜だけが東京に移ることになった。その時、三兄妹の生母の縫が、宜と行動をともにしたことは、同年八月に東京で、護久と縫との間に志津が誕生していることから動かしがたい。

その志津も、【史料4】に見られるように、生後一年余りの段階で、おそらく母の縫とともに熊本に寄留している。

## 【史料4】

## 寄留願

私四女志津儀病氣ニ付、昨年十月二十九日ヨリ日数百日之間御暇奉願、白川県地工湯治等ノ為メ罷越居申候処、今ニ相勝不申候ニ付、寛々療養ヲ加工度趣申来候。依テ猶日数五百日間、彼地工寄留為致度段、可然御許容相成候様致シ度奉願候。以上。

明治七年二月



第一大区小十三区

従四位 細川 護久 印

東京府知事 大久保一翁 殿

その後、延期された寄留期間を過ぎた志津が、東京に戻ったのか、それとも熊本に残ってそのまま西南戦争に巻き込まれることになったのかは不明であるが、以上、細々とした考証を重ねてきたのは、これらの前提条件の確定が、本史料を読む上で大切であるからに他ならない。当初、筆者は細川護久の子のうち、娘だけ、しかも側室の娘だけが熊本に取り残され、本史料が書き始められる明治十年二月を迎えたと考えて、本史料を読み進めていた。しかしこのように子どもたちの足取りを微細に追った結果、西南戦争勃発時に「御三方様」とその母親の縫が熊本の北岡邸にいたのは、おそらく彼女たちが側室の子だから、という理由からではなく、彼女たちが頻繁に熊本と東京を行き来する過程で、たまたまこの時期に熊本に居合わせるようになったためだと考え直すようになった。

### (3) 「射界の清掃」について

「射界の清掃」とは、薩軍が熊本の街に到着する以前の二月一九日午前一一時に、熊本鎮台が戦略的に市中に一斉放火し、家並み・町並みを焼き払ったことを指す。以下においては、「射界の清掃」という独立した項目を設けて、このことを詳述している『新熊本市史』通史編第五巻をもとに、論述を進めていきたい。<sup>\*</sup>

熊本鎮台は、守城計画を立てる上で、①薩軍に対する偵察、②配備の検討、③士気の振作、④防御陣地の増強、⑤後方処理、の五点を留意点とした。このうち④については、a 堡塁砲台の築造、b 交通壕の開設、c 橋梁の破壊、d 木柵の構築、e 地雷の埋設、f 射界の清掃、の六策を具体的内容としている。これらは、谷干城司令長官自らが「故に橋梁を撤し、柴柵を結び、通路を塞ぎ、要処に地雷を埋め障碍の家屋を毀ち、以て展望を便にす」と述べていることからも明らかのように、薩軍を迎え撃つ上で必要不可欠な準備事項であった。その六番目にある「射界の清掃」は、

城下町の民家が敵である薩軍にとつて、隠れ家としても、攻撃拠点としても好都合であるために、本格的な戦闘が開始される前に予め焼き払っておくことを意味していた。

この「射界の清掃」が実施された状況を、『東京日日新聞』は【史料5】のように報じている。『東京日日新聞』は、明治五年二月に創刊された、東京で最初の日刊紙だが、西南戦争に際して福地桜痴を先頭に、久保田貫一・岡正康を特派して、報道主義を確立した新聞である。

【史料5】<sup>\*11</sup>

熊本鎮台にてハ初めより籠城の軍略にてあれば、城の近辺に人家ありてハ障りになるゆえ、擲ころ無く十八日に、明十九日正午十二時に市街人民の居宅を焼き払ふから立ち退やうとの達しが出るや否や、一同に騒ぎ立ち、家財を持ち運びのため人力車を備ふに、道の遠近を言はず二円五六十銭なれば、貧民に至てハ迎も備ふ力なく、兎かくするうち時刻ハ移るし運ぶに力なく、殆んど困却の様子なりしが、巡查ハ此の体を見て貧民の立ち退き兼る者にハ、盡く車代を払ひ遣て立ち退せなどするうち、ハヤ十二時にも成れば三十分を延し、人民ハ悉く東西に退き払いしを見て、城内の櫓を焼き払ひ、一ヶ所を残し、夫より安政橋辺にて三十軒ばかりと、坪井辺六十軒ほどを焼き払いたるよし。其のち戦争のある毎に諸方ハ焼けたれど、熊本市中の立ち退きの騒ぎハ実に筆紙にも盡し難しと申し来り。

この記事について、猪飼隆明氏は、鎮台側が民衆の避難終了を確認するために放火時刻を三〇分遅らせたとか、巡查が貧民の車代を肩代わりしたとか、城内の櫓をまず焼き払った後に民家に及ぼしたとか、総じて「熊本鎮台〓官軍への非難を反らそうとの意図、官軍への悪感情を抱かせないようとの配慮が見られる」と指摘しているが、ここにともかくも「射界の清掃」の実態の一端が描かれ、報道されている点は確認しておきたい。

ところで、この「射界の清掃」と、本史料がどのように結びつくのかという点であるが、改めて本史料冒頭の部分、すなわち二月十九日条を見ていただきたい。

【史料6】<sup>\*13</sup>

一、近日、鹿児島県士族上京二付而ハ不穩唱モ有之候付、段々衆議之趣有之、お嘉寿様、お與志様、お志津様、今午前八時過北岡御邸御発車、十時立田御邸江被遊御着候事。

先の『東京日日新聞』が、熊本鎮台が発したと伝える「拠ころ無く十八日に、明十九日正午十二時に市街人民の居宅を焼き払ふから立ち退くやうとの達し」は、史料原文としては確認されていないから、この達の存在には疑問が残る。<sup>\*14</sup>しかし「御三方様」を擁する細川家は、一九日午前八時に、総勢二一名の一行で北岡邸を出発し、午前一〇時には立田邸に到着している。「御発車」とあるから、「御三方様」は当然として、おそらく家令・女中までは人力車での移動であったと推測される。本史料には、北岡邸から立田邸までの移動ルートは記されていないが、数時間後に焼き払われることになる、内坪井・藪の内・高田原・山崎・塩屋等の町々を一切通過することなく、移動を完了することは不可能だと考えられ、とすれば熊本鎮台は細川家には極秘裏に「射界の清掃」作戦を予告していたのではないかという推理が成立する。しかも本史料では「(午前)十一時過」とされる、<sup>\*15</sup>熊本城天守閣炎上時刻にも先だつて立田邸に到着しているのである。草稿本も含めて、本史料が、鎮台の達の存在やその内容には全く触れずに、移動の理由について、「近日、鹿児島県士族上京二付而ハ不穩唱モ有之候付、段々衆議之趣有之」とのみ述べることも、この推理にある一定の根拠を与えていると思われる。

この達の存在の有無は、西南戦争が終局に向かい、被災者の救済・補償が問題化していく明治一〇年四月中旬以降の、熊本県や内務省が行った被災者対策の史的評価に大きな影響を及ぼすことになるが、この点は、ここに「歴史のねじ曲げ」「西南戦争の正史から消された事実」を指摘する『新熊本市史』の記述に譲らざるを得ない。現段階で、筆者は、永青文庫細川家文書の中から、この鎮台の達そのものや、細川家への連絡に関わる史料を見出し得ていないが、この問題の重要性に鑑みて、今後とも史料の精査を続けていきたい。

## (4) 「浜町様御直書」について

西南戦争に、党薩諸隊と呼ばれる九州各地の反政府士族が参戦したことはよく知られているが、中でも旧熊本藩からは、熊本隊約一三〇〇人、協同隊約三〇〇人、龍口隊約二〇〇人のように多くの士族が参加していた。<sup>\*16</sup> 細川家は旧藩主として、こうした事態を何とか食い止めようと努力している。本史料の二月二三日条にある「浜町様御直書写、今日立田邸より被差廻候間触立候事」という記述は、東京にいる細川護久から、士族の軽挙妄動を戒める内容の書翰が熊本に届き、その写しが菊池郡錦野村で疎開生活を送る「御三方様」の下にも届けられたことを示している。草稿本には、その書翰写が記録されているので、その全文を紹介しておきたい。

【史料7】<sup>\*16</sup>

此般子飼上京ニ付県地之近況ヲ聞ニ目今稍静謐に属スト雖、世上不穩之風聞モ有之由、抑我等之旧藩士ニ於ル今日君臣之名義者無之候得共、昔日之旧誼者脱シ難ク、就而者朝廷之御趣意遵奉等之儀、我等漱意之次第ハ追々各々及懇示候通ニ候処、豈凶旧冬県士之内百数十名意外之暴動ニ及、其末遂ニ賊名を蒙リ、素より朝廷ニ奉対毛頭逆心を扶ムニ無之候得共、其天憲を犯ス之罪ハ不可恕、去リトハ是非を扱フ之不明ヨリ致ス所ニして憫然之至、之カ為メ日夜不堪憂苦候。然処昨今之景況を聞ニ九州筋頗紛紜を生シ候事情切迫之由、殊ニ聖上二者西京御駐輦中如何計宸襟を被為惱候半と深く奉恐入候。然ニ万一何ぞ之訛伝等より、又候不法之挙動有之候而者忽チ眼前之覆轍ニ陥リ候而已ならず、我等区々之漱意茂立兼候付、県士一統ニ於テ昔日之旧誼忘失無之候ハ、態以前示之旨趣を守リ、大義名分之有ル所を得斗勘弁致し、決テ軽挙妄動無之様各方精々話合有之度頼入候。猶子飼江委詳相示置候也。

(明治一〇年)  
二月十三日

細川休焉殿

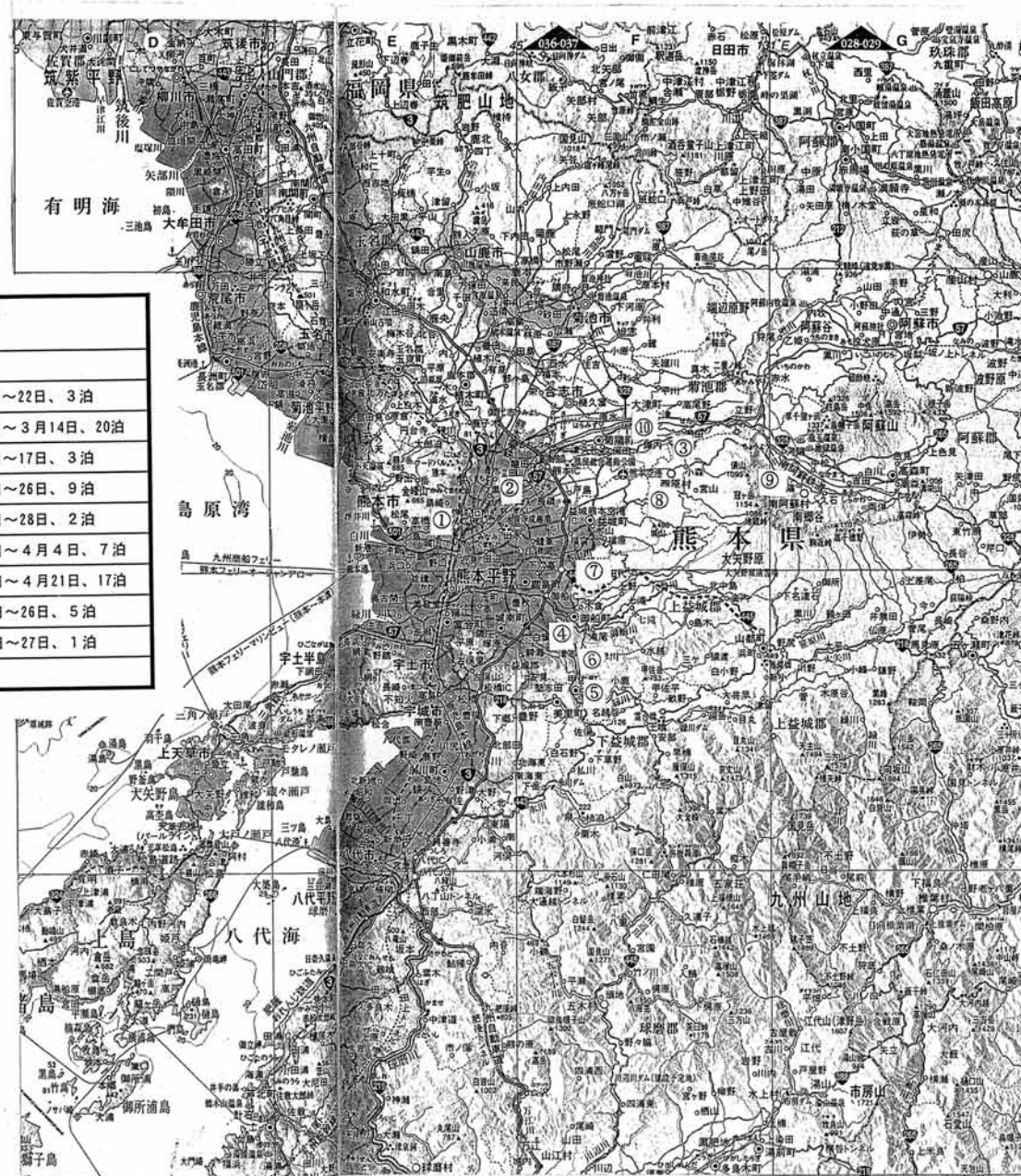
細川樂山殿

細川護久 印



図2  
「御三方様」一行の移動経路

移動順路 (地図上の番号)	宿泊先 (所在地と当主名)	宿泊期間
①	鉾田郡横手村・細川家北岡邸	
②	熊本下立田村・細川家立田邸	2月19日~22日、3泊
③	阿蘇郡錦野村・赤星弘重宅	2月22日~3月14日、20泊
④	上益城郡白旗村・富永登美雄宅	3月14日~17日、3泊
⑤	上益城郡岩下町・渡辺敬生宅	3月17日~26日、9泊
⑥	上益城郡下早川村・佐藤新次宅	3月26日~28日、2泊
⑦	上益城郡砥川村・河端健太郎宅	3月28日~4月4日、7泊
⑧	阿蘇郡河原村・矢野清継宅	4月4日~4月21日、17泊
⑨	阿蘇郡下久木野村・今村正頼宅	4月21日~26日、5泊
⑩	菊池郡陣内村・江藤茂宅	4月26日~27日、1泊
⑪	鉾田郡横手村・細川家北岡邸	



## 細川忠毅殿

護久は、この書翰を上京していた細川楽山（興増。史料中では屋敷のあった地名から「子飼」と称されている）に託し、細川刑部家（楽山）と内膳家（休焉・忠毅親子）とに、旧家臣と話し合いを依頼している。しかしこの書翰に基づく説得行動が十分に行われる前に、既に協同隊は二月二〇日に、熊本隊は二二日に、龍口隊は二三日に、それぞれ結成されていた。<sup>19</sup>

## （5）移動経路について

「御三方様」一行の移動経路と宿泊先は、図2に示した通りである。これによれば、当初、豊後街道を通って白川沿いに阿蘇を目指していた一行が、大きく方向転換して南下し（図2中の③から④への移動）、緑川沿いの村々で二〇日間近くの彷徨を余儀なくされ（図2中の④⑤⑥）、再び北上し（図2中の⑥から⑦⑧への移動）、四月に入つてようやく当初の目的であった阿蘇郡内にたどり着いていることが分かる。なお宿泊先として利用されている家々は、近世期に在御家人身分を獲得し、明治以降も各地域の経済・政治上の有力者であったところが多い。<sup>20</sup>

第一の方向転換の背景を、本史料の三月一三日条は「但御転座之義茂阿蘇黒川之方に両兵相迫り、且阿蘇南郷之党民も煩敷ニ付、本行之通に候事」<sup>21</sup>と説明し、この進路変更が阿蘇黒川方面で官軍・薩軍双方がらみ合っているためであることに加え、西南戦争と時を同じくして発生・展開した阿蘇一揆の影響を受けたものであるとしている。その後に向かった白旗村・岩下町・下早川村（全て現上益城郡甲佐町）ではそれぞれ短期間で宿泊先を変更しなければならぬ状況に陥り、特に三月二四日以降、この地域に薩軍が侵入して来るようになるに及んで、第二の方向転換を決断せざるを得なくなっている。この間の緊迫した状況は、本史料では以下のように記されている。

【史料8】三月二四日条<sup>22</sup>

薩人、当所江米運送、近傍於水車搗方いたし候由二而、今日六十人余来泊ニ付、当所御滞座茂煩敷有之候付、衆

議之上、砂取邸江談判として大塚源三被差越候事。

【史料9】三月二六日条<sup>\*23</sup>

当所江薩人止宿いたし候二付、砂取邸詰樋口定列江談合之上、御三方様、今年後三時過、甲佐町渡、辺宅御立、下早川村佐藤信治宅江、五時過被遊御転座候事

【史料10】三月二八日条<sup>\*24</sup>

近日、甲佐方江薩兵多人数止宿、追々本県より玉葉運送いたし候付、早川村御滞泊茂御安心之場ニ無之、依之、今日御昼後二時過、佐藤信治宅御発シ、五時頃、砥川村川端健太郎宅江被遊御着候事

このような状況の激変は、三月一九日に政府軍別働第二旅団（一般的に衝背軍と呼ばれる）が八代に上陸して、熊本城包囲中の薩軍の背後を衝いたことによってもたらされた。つまり宮原・氷川方面に陣を張っていた薩軍が、この衝背軍に追い立てられ、「御三方様」一行が疎開中の緑川右岸の村々にその姿を現すことになったのである。西南戦争の研究史上においてこの衝背軍の活躍は、熊本城開城を可能にし、戦局の大勢を官軍側に傾けた重要局面として理解されているが、その裏側で「御三方様」一行をまるで迷路のような逃避行に追い込んでいく要因になっていたのである。

(6) おわりに

永青文庫細川家文書中の「護久公年譜」（目録番号四―七―四（二））によれば、「御三方様」の父細川護久は二月一日に、京都市幸中の天皇に対する「天機窺」を名目として汽船で横浜を発ち、一六日に神戸上陸、京都を経て、再び神戸から汽船に乗り、二四日に長崎に到着している。この間、「御三方様」の動静を含む熊本の情報の一部は彼に伝えられていたようである。しかし長崎から直接熊本へは入れず、一旦海路で下関・小倉に向かい、そこから陸路で熊本入りを目指している。三月六日に南関に到着し、九日から「人心鎮撫ノ為メ玉名地方巡回スルコトヲ相決シ」



て、これを実行に移している。この巡回旅行は戦闘地域を避けながら四月一八日まで続けられ、一九日に立田邸着、二〇日に至ってようやく北岡邸に腰を落ち着けている。

本史料では、四月二七日に、「御三方様」一行が北岡邸に戻っていく状況を、次のように記している。

【史料11】<sup>\*26</sup>

お嘉寿様、お宜様、お志津様、益御機嫌能、今朝午前八時、御供揃陣内村江藤茂宅被遊御発車、午前十一時十五分、嘉礼木町御昼御弁当被召上、午後十二時此、同所御発車、同五時此、北岡御邸江被遊御着座奉恐悦候事。

この場面を、「護久公年譜」で見ると、次のようになる。

【史料12】<sup>\*27</sup>

二十七日 三女子帰邸。先是河原滞在中、賊ノ敗兵ナタレ来ルヲ以テ、去ル二十一日俄ニ俵山ヲ越エ、南郷久木野村今村正頼宅ニ転テ之ヲ避ク。其後賊ハ矢部地方ニ引揚タルニ因リ、昨二十六日、久木野ヲ発シ、陣内村江藤茂宅一泊ニテ、今日着。初北丘邸出テ、六十八日、所々移転合テ八廻也。

これに先立ち、護久は四月二五日付で、【史料13】に示す「通行願」を、富岡熊本県令宛に提出し、許可を得ている。

【史料13】<sup>\*28</sup>

長女 嘉寿

二女 宜

三女 志津

右者此節布田郷久木野村江随行之男女共立除居候処、第二大区十小区横手村之邸江罷帰候付、道路無差岡通行御差許被下度、此段奉願候也。

十年四月廿五日  
(明治)

細川 護久 印

熊本県権令 富岡敬明 殿

書面願之趣聞届候事。  
(朱字)

明治十年四月廿五日

熊本県権令 富岡敬明 印

ここにようやく親子の対面が実現したことになるが、この事実はすぐに県下各地、特に護久が熊本市中に入る時期を伺いつつ、各地を転々としていた県北地域に知られることになった。次の書翰は、県北地域の郷士たちに宛てられたものであるが、護久（史料中の「浜町様」と「御三方様」の動向が正確に記述されている。この書翰の宛先になっている戸田基宅は玉名郡神尾村（現和水町）にあり、「護久公年譜」によって四月五日に護久が宿泊していることが確認される。

【史料13】\*29

浜町様益御機嫌能、本月十九日龍田御着、翌廿日北岡御移転、御姫様方江茂昨廿七日南郷下久木野より御帰邸、御一同御対顔、奉恐悦候。貴舎へ浜町様御入之節者被尺御厚意候段、追而御沙汰之旨趣被為在候へとも、先小生より可然申置候様被遊御意候。此段得貴意候也。

四月廿八日

江上 安太

戸田 基 様

南條誠新 様

以上、本史料の解題を兼ねて、いくつかの点について論述してきた。この解題でも試みてきたが、本史料を主軸にして、細川家や明治政府、戦場となった村々等、多方面の史料を積み重ねていけば、西南戦争時の知られざる史実群

を照射することが可能になると思われる。本史料に沿った現地調査も、学校教育や生涯教育、さらには地域おこし等の諸側面で多彩な可能性を秘めていると思われる、そうした点でも本稿が広く活用されることを願って止まない。

- \* 1 本史料の冒頭では「興志」と書かれているが、他の史料では「宜」と記される場合が多い。そのため本解題では、史料中の記述を除いて、「宜」を基本とする。因みに本史料の中でも両者は混在している。
- \* 2 もっともこの疎開旅行のことは、当時から一部の人々の間では知られていたらしく、甲斐有雄の記録「肥の国軍物語」明治一〇年三月六日条には、「旧知事御一門、錦野に軍をさけ御止宿有りしかども、一揆騒動故、布田旧宅へ御引移りのよし」（熊本県史料集成 一三）『西南戦争と熊本』復刻版（国書刊行会、一九八五年）二八五頁）という記述がある。
- \* 3 日本歴史地名大系四四『熊本県の地名』（平凡社、一九八五年）五四三頁。
- \* 4 細川藩政史研究会編『熊本藩年表稿』（一九七四年）。
- \* 5 「明治四年 御達写 車帰組里正」（『阿蘇町史』第三卷史料編（二〇〇四年）二五一頁）。
- \* 6 国立公文書館所蔵「公文録」七九巻。【史料二】で護久の住所が「小三区」となっているのは、【史料三】【史料四】がともに「小十三区」とあることからすれば、誤記ないしは誤写だと判断される。
- \* 7 前掲「公文録」七九巻。
- \* 8 前掲「公文録」一五一巻。
- \* 9 『新熊本市史』通史編第五卷（二〇〇一年）第一編第三章第二節。
- \* 10 「谷將軍守城意見書」（陸上自衛隊北熊本修親会編『新編 西南戦史』復刻版（一九七七年、原書房）一五八頁）所引。
- \* 11 『東京日日新聞』明治一〇年三月六日。因みに前掲『新熊本市史』はこの記事を、三月一四日付とするが、これは誤りである。おそらく前掲『戦機に先つ焼毀』をめぐって（『熊本歴史科学研究会会報』第四七号（一九九五年）一〇頁）。
- \* 12 猪飼隆明「戦機に先つ焼毀」をめぐって（『熊本歴史科学研究会会報』第四七号（一九九五年）一〇頁）。
- \* 13 本稿九七頁。
- \* 14 前掲「新編 西南戦史」も「例話」として、『東京日日新聞』の記事を引くのみで、「達」原文を紹介していない。
- \* 15 本稿九七頁。記録によって、午前一一時から一時五〇分までの相違があるが、このことについては前掲『新熊本市史』を参照のこと。
- \* 16 党薩熊本諸隊については、『玉東町史』西南戦争編・史料編（一九九四年）所収の「西南戦争編 通史」に詳細な分析がある。

- \* 17 本稿九八頁。
- \* 18 永青文庫細川家文書「明治十丁丑年 日記」(目録番号九七) 所収「明治十年 御子様方所々御立退中日記 丑 二月」。
- \* 19 前掲『玉東町史』西南戦争編・史料編六七～六九頁。
- \* 20 熊本藩の在御家人制度については、さしあたり拙稿「幕末維新期熊本藩の地方役人と郷土」(平川新・谷山正道編『近世地域史フォーラム3 地域社会とリーダーたち』(二〇〇六年、吉川弘文館) 所収) を参照していただきたい。また「御三方様」一行の宿泊先の中で最も長く滞在した赤星家(図2中の③)については、拙稿「熊本藩郷土・赤星伊兵衛論」(佐々木克編『それぞれの明治維新』(二〇〇〇年、吉川弘文館) 所収) で、この家の歴史的 성격に言及したことがある。
- \* 21 本稿一〇二頁。
- \* 22 本稿一〇四頁。
- \* 23 本稿一〇五頁。
- \* 24 本稿一〇五頁。
- \* 25 永青文庫細川家文書「護久公年譜」(目録番号四一七―四一四(二))。
- \* 26 本稿一一二頁。
- \* 27 前掲「護久公年譜」。
- \* 28 永青文庫細川家文書「明治十年 日誌」(目録番号一一一―一一二)。
- \* 29 玉名郡和水町神尾、戸田知敏家文書(目録番号二―B―八五。但し「尚々書」の部分省略した)。なお戸田家文書の整理は、二〇〇六年度の「古文書学実習Ⅱ」で行い、この史料も近日刊行予定の実習報告書に掲載されることになっている。

## 〔二〕 史料紹介

(表紙)

明治十年 御子様方所々御立退中日記

丑 二月

明治十年

晴 丑 二月十九日

一、近日、鹿兒島県士族上京ニ付而ハ不穩唱モ有之候付、段々衆議之趣有之、お嘉寿様、お與志様、お志津様、今午  
前八時過北岡御邸御發車、十時立田御邸江被遊御着候事。

一、右御供 但 山田喜一御先番

有吉衛、森繁夫

御女中 縫、国、方、せの、竹、富

一、御跡残

高見武之、小嶋俊秀

御女中 生田、佐久

一、十一時過、城内出火、東方所々飛火、大ニ延焼之事。

一、右ニ付北岡邸江残居候高見武之、御女中生田、佐久同道、立田邸江參着之事。

一、御女中召仕之下女六人、柿原村下文山本勘吉宅江差遣シ候事。

豊嶋亀楽、松田一簣、野原孫一、伊木景雄、吉田万輝、柳瀬茂、荒木新三郎、藤本弥、吉川一休、大塚源三  
右之面々御子様方家従手足不申節、当分御雇被仰付旨、家扶より御達有之候事。

晴 二月二十日

一、樂山殿、御機嫌伺として參邸。寒晒粉一重献上之事。

一、今日山田喜一、北岡邸江罷越、小嶋俊秀更代之事。

一、今夜七時過より古町・古京町之方、其地所々江城内ヨリ破烈ヲ飛シ、放火終夜延焼之事。

晴 二月二十一日

(付紙) 廿一日午後二時過、始テ城内ヨリ大炮ヲ発ス。

同日夜ニ入、破烈彈ヲ飛シ放火ス。此内所々

歩行放火スト聞ク。

一、昨夜より之放火、原ヲ如焚、今日茂終日破烈ヲ飛シ、熊本一円雲煙滿天を焦シ候事。

井関正、河内山正路、古閑一足、牛嶋一毛、牧野駿足

右立田江罷出、御子様方御退向始終御供之事。

晴 二月廿二日

一、今朝七時比より炮戰相始リ、終日大小之炮声無止時相轟キ候事。

一、立田山辺炊敷<sup>燗</sup>唱エモ有之候付、樋口定初段々衆議之上、午前十一時過より立田邸御發車、枯木大津ニ而御小休、

午後七時五十分、大津郷錦野村赤星弘重宅江被為入候事。

但御三方様并御女中、御車男子向惣御俣。伊木景雄、御宿見繕として早打ニ而御先キニ罷越候。田代文基、<sup>記</sup>

今日より始末御供申上候事。

晴 二月廿三日

一、御三方様、午後一時比より錦野村天満宮江被遊御參詣候事。

一、浜町様御直書写、今日立田邸より被差廻候間觸立候事。

一、今日茂炮声無止時相聞エ候事。

朝雨午後曇夕晴 二月廿四日

- 一、内田敬次郎、立田邸より戦地之景況等演達之為メ樋口家扶列より被差越候事。
- 一、本山謙夫、御機嫌伺として立田邸より罷出候事。

晴 二月廿五日

- 一、御三方様、午後二時比より錦野村内被遊御遊歩候事。

晴 同廿六日

- 一、御三方様、益御機嫌能被遊御座旨報知、且又熊本之景況を聞繕として今日、河内山正路、立田邸江罷越候事。
- 一、寺尾弁治、上京之由ニテ御機嫌伺として今日罷出候事。

二月二十七日

- 一、河内山正路、立田邸より今日帰着之事。

同二十八日

- 一、下丈有田平七、北岡邸御蔵之鍵御用ニ付、早打ニ而立田邸江差越候事。  
清操院、与太郎殿奥方

右御機嫌伺として出方有之候事。

- 一、野原孫一、昨日より立田邸江罷越、熊本之景況聞繕、今日帰着之事。



晴 三月一日

一、藤本弥、今日より立田邸江罷出候事。

一、御宿所御近傍疱瘡流行ニ付、御三方様、御種痘被遊候付、大津之住医桂文友并痘種陣内村之者召連罷出被遊御種痘候事。

但文友并種痘之者江、御酒肴・金子被下候事。

晴 三月二日

晴 三月三日

一、藤本弥、立田邸より今日帰着、熊本之模様演達之事。

一、区長中路新之、戸長三浦九郎、同大木淑慎、御機嫌伺として罷出候事。

風雨 同四日

雨 同五日

一、御機嫌窺として山田喜一、立田邸ヨリ今日被差越候事。

晴 三月六日

同 同七日

- 一、御機嫌伺として興増殿、出方有之候付、御酒肴支度被下候。且従者四人江茂支度被下置候事。
- 一、右同断、三宅藤爽父子罷出候事。
- 一、本山謙夫、伺として罷出候事。
- 一、下丈松本惣三郎、砂取邸より帰着、御薬種類其他御買物御調達之事。

晴夕方より曇 三月八日

- 一、御三方様、午後より村上エ之山江御登り被遊候事。
- 一、北岡邸御蔵入之御召類御用二付、森繁夫被差越、砂取邸より同日北岡邸江罷越候事。

雨 三月九日

- 一、お嘉寿様、お與志様、お志津様、去ル二日御種痘被遊候処、御感不被為在候事。

晴 三月十日

同 十一日

三月十二日

- 一、森繁夫、北岡邸御用向相済候付、今日帰着之事。
- 一、家丁内田勝次列三人、牧野駿足下丈志垣武平列五人江、此節非常之變動二付而ハ所々江懸、各別骨折いたし候付、為御心附金壹円五十銭宛下賜候旨二而、砂取邸家扶より被差遣候付、夫々引渡相済候事。

晴 三月十三日

一、お嘉寿様・お與志様・お静様、辺場富永登美雄宅江被遊御転座候様、砂取邸詰家扶中より申来二付、明十四日午  
前七時之御供揃二而、当所被遊御発車筈二候事。

但御転座之義茂阿蘇黒川之方に両兵相迫り、且阿蘇南郷之党民も煩敷二付、本行之通に候事。

一、今晚、赤星弘重並家族共被召出御酒肴賜候事。

晴 三月十四日

一、前記之通二付、御三方様、今午前七時十五分、錦野村赤星弘重宅御立、木山町中川九郎宅江、午後一時頃御入、  
御昼休。森繁夫、御途中より御先二被差越候。是迄御途中御背負申上候。御酒肴・御膳被召上、同三時同所御立

是ヨリ御車、  
二被為召候 五時三十五分、辺場富永登美雄宅江被遊御着候事。

一、夕刻、御酒肴差上候付、当座被召出、富永父子并富永三十郎も被召出候事。

一、山田喜一、御宿見繕として砂取邸より被差越候事。

一、牛嶋一毛、富永宅御先番として罷越候事。

晴 三月十五日

一、御三方様、御昼後、緑川江石御拾ヒとして被遊御出候事。

晴 三月十六日

一、御三方様、御昼後、村内被遊御遊歩候事。

曇 同十七日

一、富永登美雄宅江御滞座之处一体御不都合、夜具類を初世話向等茂、富永心配届兼候二付、平川駿太等江茂申談、家扶中江茂相伺、甲佐町渡辺敬生宅江被遊御転座候事。

一、甲佐御先番山田喜一、牛嶋一毛。

一、富永宅御跡仕舞、森繁夫、小嶋俊秀、同所ニおいて御買上ニ相成候田子桶・箒等之類、近傍之百姓共江被下置候事。

当所区长佐藤信治、同戸長山下熊三郎、御宿亭渡辺敬生、同隠居渡辺敬親  
右之面々、御着之上、直ニ被召出御酒肴賜り候事。

晴 三月十八日

一、御三方様、御昼後、当所町裏辺被遊御遊歩候事。

一、御昼後、左之面々被召出候事。

御宿亭叔父渡辺敬孝、同弟渡辺敬亥、同渡辺敬昌、同渡辺敬勝

晴 三月十九日

雨 同二十日

渡辺敬生家族四人

右御目通被仰付候事。

曇 同廿一日

一、来ル廿七日春分ニ付、例年之通、御祭典御執行之筈ニ候処、此砌ニ付神酒・鮮鯛・御菓子迄御献備、追而立田御遷座之日ヲ被申、御祭典被為在候段、御一門衆より御黙告有之、右御献備之御品々、砂取邸より被差廻候ニ付、夫々差上相済候事。

三月廿二日

一、宮原之方、戦争探偵として柳せ茂瀬、志垣次郎兩人被差越候事。

曇 三月廿三日

一、柳瀬茂、志垣次郎今夕帰着之事。

一、昨夜半より小銃ノ声烈敷、氷川・宮ノ原・山ノ手・油谷辺、苦戦之由ニ候事。

昨夜雨昼曇 同廿四日

一、薩人、当所江米運送、近傍於水車搗方いたし候由ニ而、今日六十人余来泊ニ付、当所御滞座茂煩敷有之候付、衆議之上、砂取邸江談判として大塚源三被差越候事。

晴 三月廿五日

一、宮原ノ方、戦地探索として藤本弥、野原孫一罷越候処、今夕帰着之事。

曇午後雨 同 廿六日

一、前記之通、当所江薩人止宿いたし候ニ付、砂取邸詰樋口定列江談合之上、御三方様、今午後三時過、甲佐町渡辺宅御立、下早川村佐藤信治宅江、五時過被遊御転座候事。

晴曇風強 三月廿七日

一、午後、熊本方、黒煙烈敷相見候付、登山<sup>眺</sup>眺望、牧崎・出町・新屋敷辺と相見申候。夕刻、当村出夫之者帰云、京町・建町、大ニ焼亡之由ニ候事。

一、小川之方、戦地探索として荒木新三郎、志垣次郎罷越候処、夕刻帰着。戦争無之、薩兵、松橋之方ニ引上、堅メ候由ニ候事。

三月廿八日

一、近日、甲佐方江薩兵多人數止宿、追々本県より玉葉運送いたし候付、早川村御滞泊茂御安心之場ニ無之、依之、今日御昼後二時過、佐藤信治宅御発シ、五時頃、砥川村川端健太郎宅江被遊御着候事。

御宿亭川端健太郎、戸長多田成信

右御着之上被召出候事。

一、南目探偵として吉田万輝、志垣次郎罷越候処、夜ニ入り帰着之事。

一、熊本砂取之御模様見繕として、豊島亀楽罷越候事。

晴 三月廿九日

雨 同 三十日

一、清田直、宮村典太、昨夜御機嫌伺として罷出、今朝発足之事。

一、南目景況探偵として伊木景雄、志垣次郎罷越候事。

一、御宿之病人容膝差重候付而、御靈璽様御移転之儀二付、山田喜一、砂取邸江伺として被差越候事。

晴 三月三十一日

晴 四月一日

一、御靈璽様、今日御宿所江御遷座被為在、右御供平川駿太、松本巖、則元丈平、営繕手兩人、御供二而、十二時過、御着輿被為在候事。

御櫃之俣、御床上奉安置、御屏風二而御運之事。

一、旧御女中八十田、御機嫌伺として罷出、差上もの仕候事。

雨 四月二日

一、南田代ノ方、御宿見繕として、志垣次郎并御舟<sup>船</sup>戸長岩男善七郎、今朝より被差越候事。

一、河原之方、御宿見繕として野原孫一、多田成信、今朝より被差越候事。

一、甲佐岩下町方、景況搜索として、藤本弥、柳瀬茂被差越候事。

四月三日

一、今朝、甲佐之合戦、薩兵負走ニテ、御舟<sup>船</sup>江人数引上ケ候趣、増永熊三郎より御報知申上候事。



曇 四月四日

一、昨日より甲佐方、薩兵破れ御舟江引上ケ、甲佐町放火等有之候付、当所御滞泊茂御安心ニ無之候付、今朝七時五十分御發シ、沼山津郷河原村矢野清繼宅江、十二時過被遊御着座候事。

一、御先番野原孫一、小嶋俊秀

一、御着之上、御宿亭矢野清繼并家族共被召出候事。

晴 四月五日

一、御三方様、御昼後ヨリ村内被遊御遊歩候事。

晴 同六日

一、御三方様、午前十一時過ヨリ御登山、御先ニテ御弁当被召上、御供中江茂弁当被下候事。

御供 高見、豊島列五銘名、牛島

御女中 縫、生多、か多、富、瀬の、按、さく

一、野原孫一、大塚源三、川尻方戦地探索として今朝ヨリ出張之事。

雨 四月七日

曇夕雨 同八日

一、昨夜ヨリ熊本方、大小銃炮声相響、所々火手上リ、夜半ヨリ尤烈敷取、城兵打テ出、所々合戦、安己橋口ヲ破リ、

午前七時比、砂取ヲ経テ、中無田方江向行之由、志垣次郎、砂取邸より罷出、言上之事。

一、野原孫一、大塚源三、川尻方より帰着之事。

四月九日

一、牛嶋一毛、砂取御邸へ罷越候事。

雨 同十日

曇 同十一日

晴 四月十二日

一、御三方様、午前十時比より白糸之瀧為御覽被遊御出、於同所御弁当被召上候事。御帰座四時過。

御供 有吉、野原、藤本、吉田、伊木、大塚、田代、牛嶋、小嶋、御女中惣中、外ニ御宿亭矢野清繼、杉谷雪樵召連候事。

一、志垣次郎、赤星弘重、御船方搜索として出張之事。

一、忠毅殿、御機嫌伺として出方ニ相成、夫より御同勢ニ加り、御供に相成候事。

一、渡辺克己、所々戦地之模様、探偵書差出候事。

一、今朝、御船方火ノ手見へ、薩兵破レ引退、官軍六ヶ<sup>嘉</sup>村迄押来候云。

一、薩兵、悉今朝大津駅江引退夕由。尤戦争も無之、此兵共竹迫方之出歟、ふ<sup>不</sup>詳之由。

晴 四月十三日

同十四日

一、二本樹本陣引揚ゲ、同所病院も矢部濱町江引退由ニテ、多人数送来、村内家毎ニ止宿、或ハ矢部江送も有、其中ニ瀧村之方ヨリ官軍押来候之と唱、大ニ動揺いたし候中、段々引返シ、薩兵も四五銘<sup>銘</sup>同様に探偵之処、全虚説ニテ相鎮候事。

晴 四月十五日

一、今日、高田良一、立田邸ヨリ参着、昨日之變動ニテ、元令局詰、砂取・立田邸江引移ニ相成候由。  
一、藤本弥、志垣次郎、木山・立田・竹迫方搜索として出張之事。

晴 四月十六日

一、薩兵手負等引揚且又鹿兒島より之新兵も多人数通行いたし、当所御滞座も至而煩敷有之候付、願曰官地、竹迫・菊池之方ニ御越立被遊可然旨儀<sup>儀</sup>論紛紜、併当時白川を隔兩陣之中、御通行も無心元有之、御子様方之御事ニ付、先南郷江御転座、夫より阿蘇・宮地之方ニ漸々、宮地江御乗込可然と、此夜鷄鳴、衆議一決仕候事。  
一、藤本弥、志垣次郎、十五日出張之処、今夕帰来候事。  
一、柳瀬茂、多田成信、猿渡範吾、木山方探偵として出張、夕刻帰着候事。

風雨 四月十七日

一、木山江屯集シ、薩兵所々江押出、当村江足止候病人、矢部之方江継立、壮健之者出張、飯田山方之官軍ハ引揚候

由二付、当邑も動揺一時相鎮候事。

晴 四月十八日

一、野原孫一、志垣次郎、立田邸江出張之事。

一、森繁夫、赤星弘重、南郷方江御転座之御決議二付、御宿見繕として今朝ヨリ罷越候事。

晴 四月十九日

一、森、赤星、夕刻帰着仕候事。

晴 同廿日

一、河内山正路、荒木新三郎、戸島方探偵出張、夕刻帰着之事。

一、高田良一、赤星弘重、岩坂村・戸次村方探偵出張、夕刻右同断。

一、今朝ヨリ大津并白川筋小山・戸島・建宮・御船一円惣合戦、炮声相響、御船・建宮辺薩兵敗走之由、木山ニ而踏止候由。

一、右之戦争ニ付、手負之人、数々ヲ不知引来、矢部之方江送候由ニテ当村ニ而繼立候付動揺いたし候事。

一、右ニ付、当所至而煩敷有之候付、明朝より南郷江被遊御転座筈ニ候事。

晴 四月廿一日

一、昨日之戦争ニ而薩兵敗走、矢部江惣引揚ケ之模様ニ而、当村辺夥敷通行いたしニ付、今朝七時之御供揃ニ而同所御立、俵山午王讀越御背負奉申上候而御越立、御昼、峠少シ西下夕、谷川端ニ而御弁当被召上、夫より猶又山御越

二而、午後三時十分、南郷下久木野村之内柿野村、今村正頼宅江被遊御着座候事。

御先番 森繁夫、赤星弘重

御跡仕舞 牛嶋一毛、笹原熊平、小森田一郎、有田平七

一、御着座之上御酒肴差上、御供中ニモ酒肴差出候事。

一、今日、矢野清繼宅御立跡、午後一時比、官軍押来於河原、戦争有之候旨、翌朝報知有之御途中無御障碍、柿野村江御着御都合御宜敷、まことに奉恐悦候事。

四月廿二日

一、佐藤文記、北岡御邸より罷出、御口上之趣如左。

御名様、益御機嫌能当月十九日、立田御邸江被遊御着、翌廿日、北岡御邸江被遊御転座、奉恐悦候。委細之儀者追付浅井鼎泉罷出、演達ニ相成可申との事に候。

一、夕刻、浅井鼎泉当着之事。

一、御沙汰之趣、演達畢而熊本之事情、戦争之模様等、段々委曲咄し有之候事。

晴 四月廿三日

一、休焉殿、御機嫌伺として出方ニ相成候事。

一、御帰座御用之山駕三挺出来候事。

雨 四月廿四日

一、今日御發駕之处、雨ニ付御延引、よつて北岡御邸江者藤本弥、吉川一休共差越候事。

一、内田敬次郎、北岡御邸より発足、昨夜、外牧村国武某宅江一泊いたし候ニ而着仕候事。  
一、佐藤文記、昨日、北岡御邸江罷越候処、猶又今夕御供中之印鑑持越参着之事。

雨 四月廿六日

一、平野長賢、内田敬次郎、佐藤文記、熊本江発足之事。

一、御三方様、午後一時、御供揃ニ而柿野村御発駕、御途中ニ而河辺元、本捧御駕ヲ車引平次列ニ荷せて、御迎とし  
て参り候得共、御駕者山駕ニなくて者御越立六ヶ敷見込ニ付、本捧御駕御不用ニ相成候付、今村正頼江御預ケニ  
相成候。午後七時過、陣内村江藤茂宅江被遊御着座候事。

但陣内村迄ハ人力車通行仕候得共、同村ヨリ久木野村江者人力車通行不仕、よつて本文通山駕ニ而御越立ニ相  
成候処、明日御着座ニ者御不用ニ付、御宿亭江藤江山駕ハ被下候事。

一、御着座之上、御酒肴差上候。御供中江茂酒肴差越候事。

大雨風 四月廿七日

一、お嘉寿様、お宜様、お志津様、益御機嫌能、今朝午前八時、御供揃陣内村江藤茂宅被遊御発車、午前十一時十五  
分、嘉礼木町御昼御弁当被召上、午後十二時此、同所御発車、同五時此、北岡御邸江被遊御着座奉恐悦候事。

一、御退所惣御供左之通

御女中 縫、生多、くに、かた、登美、せの、むめ、さく

御子様付

砂取邸・立田邸引除ニ而候得共、御退所先二度々罷出候。

高見武之、有吉衛、山田喜一、森繁夫、小島俊秀

家丁 内田勝次、笹原熊平、小森田一郎

下丈 有田平七、志垣武平、山本勘吉、小山恒太郎、松本惣三郎

御子様方御立退所御供被仰付

井関正、河内山正路、古閑一足、牛嶋一毛、牧野駿足

御子様方御立退所御供被仰付

豊島亀楽、松田一簀、吉田万輝、吉川一休、大塚源三、藤本弥、柳瀬茂、野原孫一、荒木新三郎

御子様方御立退所御供被仰付

田代文記